



# 宮 崎 県 公 報

平成29年1月12日(木曜日) 第 2860 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

| 規 則                                                | 頁 |                                         |
|----------------------------------------------------|---|-----------------------------------------|
| ○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づく証票を定める規則…………… (こども家庭課) 1 |   | ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 4        |
| <b>告 示</b>                                         |   | ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更…………… ( " ) 4 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3                   |   | ○民有林の保安林の指定の解除…………… (自然環境課) 4           |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… ( " ) 3               |   | ○保安林の指定解除の予定の通知(2件)…………… ( " ) 4        |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更…………… ( " ) 3      |   | ○ふ化業者の登録(2件)…………… (畜産振興課) 5             |
| ○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 3                  |   | ○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 5               |
| ○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定…………… ( " ) 4            |   | ○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 5             |
|                                                    |   | <b>公 告</b>                              |
|                                                    |   | ○地域森林計画の策定…………… (森林経営課) 5               |
|                                                    |   | ○地域森林計画の変更…………… ( " ) 6                 |
|                                                    |   | ○土地改良区管理規程の設定の認可…………… (農村整備課) 6         |
|                                                    |   | ○県営土地改良事業計画の策定(4件)…………… ( " ) 6         |
|                                                    |   | <b>正 誤</b>                              |
|                                                    |   | ○平成28年12月19日付け県公報(第2855号)中…………… 7       |

## 規 則

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づく証票を定める規則をここに公布する。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第1号

#### 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づく証票を定める規則

児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)に基づく証票は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 児童福祉法第29条並びに児童虐待防止法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する児童委員 別記様式第1号
- (2) 児童福祉法第29条並びに児童虐待防止法第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員 別記様式第2号

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(児童福祉法施行細則の一部改正)
- 2 児童福祉法施行細則(昭和45年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。  
第16条の2を削り、第16条の3を第16条の2とし、第16条の4から第16条の6までを1条ずつ繰り上げる。  
別記様式第28号の2を削る。  
(児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の児童福祉法施行細則第16条の2の規定により交付を受けている児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員(以下「児童委員等」という。)に係る証票(以下「旧証票」という。)は、この規則の規定による児童委員等に係る新たな証票(以下「新証票」という。)が交付されるまでの間、新証票(児童福祉法に係る部分に限る。)とみなす。
- 4 児童委員等は、この規則の施行の日の前日において交付を受けている旧証票を、新証票の交付を受けた後直ちに返納しなければならない。

別記  
様式第1号

(表)

証 票

第 号

年 月 日 交付

氏 名

生年月日

上記の者は、児童福祉法第29条並びに児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する児童委員であることを証明する。

宮崎県知事



(裏)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

〔立入調査〕

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 [略]

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 [略]

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 [略]

様式第2号

(表)

証 票

第 号

年 月 日 交付

所 属

職氏名

上記の者は、児童福祉法第29条並びに児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

宮崎県知事



(裏)

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）（抄）  
 【立入調査】  
 第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）  
 （出頭要求等）  
 第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 〔略〕  
 3 〔略〕  
 4 〔略〕  
 5 〔略〕  
 6 〔略〕  
 7 〔略〕  
 8 〔略〕  
 9 〔略〕  
 10 〔略〕  
 11 〔略〕  
 12 〔略〕  
 13 〔略〕  
 14 〔略〕  
 15 〔略〕  
 16 〔略〕  
 17 〔略〕  
 18 〔略〕  
 19 〔略〕  
 20 〔略〕  
 21 〔略〕  
 22 〔略〕  
 23 〔略〕  
 24 〔略〕  
 25 〔略〕  
 26 〔略〕  
 27 〔略〕  
 28 〔略〕  
 29 〔略〕  
 30 〔略〕  
 31 〔略〕  
 32 〔略〕  
 33 〔略〕  
 34 〔略〕  
 35 〔略〕  
 36 〔略〕  
 37 〔略〕  
 38 〔略〕  
 39 〔略〕  
 40 〔略〕  
 41 〔略〕  
 42 〔略〕  
 43 〔略〕  
 44 〔略〕  
 45 〔略〕  
 46 〔略〕  
 47 〔略〕  
 48 〔略〕  
 49 〔略〕  
 50 〔略〕  
 51 〔略〕  
 52 〔略〕  
 53 〔略〕  
 54 〔略〕  
 55 〔略〕  
 56 〔略〕  
 57 〔略〕  
 58 〔略〕  
 59 〔略〕  
 60 〔略〕  
 61 〔略〕  
 62 〔略〕  
 63 〔略〕  
 64 〔略〕  
 65 〔略〕  
 66 〔略〕  
 67 〔略〕  
 68 〔略〕  
 69 〔略〕  
 70 〔略〕  
 71 〔略〕  
 72 〔略〕  
 73 〔略〕  
 74 〔略〕  
 75 〔略〕  
 76 〔略〕  
 77 〔略〕  
 78 〔略〕  
 79 〔略〕  
 80 〔略〕  
 81 〔略〕  
 82 〔略〕  
 83 〔略〕  
 84 〔略〕  
 85 〔略〕  
 86 〔略〕  
 87 〔略〕  
 88 〔略〕  
 89 〔略〕  
 90 〔略〕  
 91 〔略〕  
 92 〔略〕  
 93 〔略〕  
 94 〔略〕  
 95 〔略〕  
 96 〔略〕  
 97 〔略〕  
 98 〔略〕  
 99 〔略〕  
 100 〔略〕

告 示

宮崎県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称   | 所 在 地          | 指定年月日       |
|-------|----------------|-------------|
| なの花薬局 | 延岡市北新小路 3 - 13 | 平成28年12月 1日 |

宮崎県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年 1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

| 名 称               | 所 在 地              |
|-------------------|--------------------|
| セントケア訪問看護ステーション延岡 | 延岡市緑ヶ丘 5 丁目11 - 25 |

2 届出事項

| 指定医療機関の所在地  |             | 変更年月日       |
|-------------|-------------|-------------|
| 変 更 前       | 変 更 後       |             |
| 延岡市緑ヶ丘 2 丁目 | 延岡市緑ヶ丘 5 丁目 | 平成28年11月14日 |

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 11 - 24 | 11 - 25 |  |
|---------|---------|--|

宮崎県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年 1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

| 居宅介護事業者     |                        | 居宅介護事業所           |                    |
|-------------|------------------------|-------------------|--------------------|
| 名 称         | 主たる事務所の所在地             | 名 称               | 所 在 地              |
| セントケア九州株式会社 | 熊本市中央区十禅寺 1 丁目 3 番 1 号 | セントケア訪問看護ステーション延岡 | 延岡市緑ヶ丘 5 丁目11 - 25 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の所在地        |                    | 変 更 年月日     |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 変 更 前              | 変 更 後              |             |
| 延岡市緑ヶ丘 2 丁目11 - 24 | 延岡市緑ヶ丘 5 丁目11 - 25 | 平成28年11月14日 |

宮崎県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年 1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 事業所番号      | 指定障害福祉サービス事業所  |                       | 指定障害福祉サービス事業者 |                       | 指定年月日     | サービスの種類              |
|------------|----------------|-----------------------|---------------|-----------------------|-----------|----------------------|
|            | 名称             | 所在地                   | 名称            | 主たる事務所の所在地            |           |                      |
| 4510600606 | 就労サポートセンター太陽の樹 | 日向市原町二丁目4番6号          | 合同会社 明弘社      | 日向市原町二丁目4番6号          | 平成29年1月1日 | 就労継続支援B型             |
| 4512220148 | にじいろ           | 宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井1171番地7 | 特定非営利活動法人 彩り  | 宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井1171番地7 | 平成29年1月1日 | 就労継続支援A型<br>就労継続支援B型 |

宮崎県告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 名称              | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日     |
|-----------------|-----|-----------|-----------|
| 訪問看護ステーション陽のひかり | 延岡市 | 訪問看護事業所   | 平成29年1月1日 |
| 訪問看護ステーションLife  | 木城町 | 訪問看護事業所   | 平成29年1月1日 |

宮崎県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 名称              | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日     |
|-----------------|-----|-----------|-----------|
| 堀胃腸科外科医院        | 小林市 | 精神通院医療    | 平成29年1月1日 |
| 山村内科            | 宮崎市 | 精神通院医療    | 平成29年1月1日 |
| 訪問看護ステーションすみれ   | 宮崎市 | 訪問看護      | 平成29年1月1日 |
| 訪問看護ステーション陽のひかり | 延岡市 | 訪問看護      | 平成29年1月1日 |

宮崎県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 名称   | 所在地 | 所在地   |       | 変更年月日 |
|------|-----|-------|-------|-------|
|      |     | 変更前   | 変更後   |       |
| 国武薬局 | 宮崎市 | 宮崎市淀川 | 宮崎市中村 | 平成28年 |

|           |           |       |
|-----------|-----------|-------|
| 3丁目10番12号 | 東2丁目4番13号 | 12月1日 |
|-----------|-----------|-------|

宮崎県告示第20号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 解除に係る民有林の保安林の所在場所  
東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字岩屋谷4279-7
- 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 河川施設の用地とするため  
（「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第21号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第22号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所及び串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第23号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 登録番号            | 登録年月日          | 登録業者                      |                                | ふ化場                       |                                |
|-----------------|----------------|---------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
|                 |                | 名称                        | 住所                             | 名称                        | 住所                             |
| 宮崎<br>28-1<br>号 | 平成28年<br>9月26日 | 株式会社<br>森孵卵場<br>南九州支<br>店 | 児湯郡川<br>南町大字<br>川南 196<br>52番地 | 株式会社<br>森孵卵場<br>南九州支<br>店 | 児湯郡川<br>南町大字<br>川南 196<br>52番地 |
|                 |                |                           |                                | 株式会社<br>森孵卵場<br>都城工場      | 都城市山<br>田町山田<br>4616番地<br>- 1  |

## 宮崎県告示第24号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 登録番号            | 登録年月日           | 登録業者         |                                  | ふ化場                  |                                |
|-----------------|-----------------|--------------|----------------------------------|----------------------|--------------------------------|
|                 |                 | 名称           | 住所                               | 名称                   | 住所                             |
| 宮崎<br>28-2<br>号 | 平成28年<br>11月24日 | 株式会社<br>児湯食鳥 | 児湯郡川<br>南町大字<br>川南 216<br>22番地 1 | 株式会社<br>児湯食鳥<br>西都工場 | 西都市大<br>字清水13<br>80番地          |
|                 |                 |              |                                  | 株式会社<br>児湯食鳥<br>北郷工場 | 日南市北<br>郷町北河<br>内字昼野<br>4353番地 |

## 宮崎県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名    | 土砂災害警戒区域の<br>溪流番号又は<br>箇所番号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|--------|-----------------------------|-----------------------------|
| 延岡市  | 鯛名町（2） | 10-203-1-005                | 土石流                         |

|         |              |         |
|---------|--------------|---------|
| 中おけご谷川  | 10-203-1-006 | 土石流     |
| 北おけご谷川  | 10-203-1-007 | 土石流     |
| 妙見第2    | I-1-1459     | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見第2-新① | I-1-1459-新①  | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見第3    | I-1-1460     | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見第4    | I-1-3643     | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第26号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名     | 土砂災害特別警戒区域の<br>溪流番号又は<br>箇所番号 | 土砂災害の発生<br>原因となる自然<br>現象の種類 |
|------|---------|-------------------------------|-----------------------------|
| 延岡市  | 鯛名町（2）  | 10-203-1-005                  | 土石流                         |
|      | 北おけご谷川  | 10-203-1-007                  | 土石流                         |
|      | 妙見第2    | I-1-1459                      | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 妙見第2-新① | I-1-1459-新①                   | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 妙見第3    | I-1-1460                      | 急傾斜地の崩壊                     |
|      | 妙見第4    | I-1-3643                      | 急傾斜地の崩壊                     |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を平成28年12月27日付けで定めたので公表する。

平成29年1月12日



宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称  
一ツ瀬川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間  
平成29年4月1日から平成39年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課及び宮崎県児湯農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、次の地域森林計画を平成28年12月27日付けで変更したので公表する。  
平成29年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称  
大淀川地域森林計画、五ヶ瀬川地域森林計画、広渡川地域森林計画、耳川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県中部農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第1項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）から平成28年11月28日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。  
平成29年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称  
平底揚水機場管理規程
- 2 認可年月日  
平成28年12月27日
- 3 管理規程の概要  
第 1 章 総則  
第 2 章 取水に関する事項  
第 3 章 運転操作及び平常の業務  
第 4 章 その他  
附則

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、黒岩地区県営土地改良事業（日南市、ため池等整備事業（小規模ため池））に係る土地改良事業計画を定めた。  
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成29年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 1 月12日から平成29年 2 月 9 日まで

- 3 縦覧場所  
日南市役所 農村整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、浅ヶ部地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。  
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成29年 1 月12日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 1 月12日から平成29年 2 月 9 日まで
- 3 縦覧場所  
高千穂町役場 農地整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、栃ノ木地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。  
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成29年 1 月12日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 1 月12日から平成29年 2 月 9 日まで
- 3 縦覧場所  
高千穂町役場 農地整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、

この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、深角地区県営土地改良事業（日之影町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年 1月12日から平成29年 2月 9日まで

3 縦覧場所

日之影町役場 建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

**正 誤**

平成28年12月19日付け県公報（第2855号）中

| ページ | 段 | 行     | 誤      | 正     |
|-----|---|-------|--------|-------|
| 4   | 左 | 29    | 崎山川    | 岩尾鶴   |
| 4   | 左 | 31～32 | 崎山川－新① | 平尾嶽－1 |
| 4   | 左 | 34～35 | 崎山川－新② | 平尾嶽－2 |
| 4   | 左 | 37～38 | 崎山川－新③ | 岩尾野川  |
| 4   | 右 | 5～6   | 崎山川－新③ | 岩尾野川  |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|